

黙示による包括的同意について

きんでん健康保険組合は、以下の事項について、従来通りの取扱いにさせていただくこととしましたが、これらの事項はいずれも第三者提供に該当するため、本人の同意が必要となります。

なお、加入者本人にとって利益となるもの、または事業者側の負担が膨大であるうえ、明示的な同意を得ることが必ずしも本人にとって合理的であるとはいえないものについては、厚生労働省のガイドラインによって包括的な同意でよいことになっています。

したがって、当組合では、以下の事項について、包括的な同意とさせていただきますので、同意されない方につきましては、個人情報担当窓口までご連絡ください。

また、同意及び留保は、その後のご連絡により、いつでも変更することが可能です。

- 1 高額療養費を本人の請求に基づかずに事業主経由で支給すること。
- 2 一部負担還元金・家族療養付加金等を本人の申請に基づかずに事業主経由で支給すること。
- 3 出産育児一時金等現金による給付を事業主経由で支給すること。
- 4 医療費通知を世帯ごとにまとめて行うこと。

なお、4の医療費通知につきましては、加入者本人だけでなく、家族の方の同意も要する事項となりますので、家族の方で同意されない方につきましても、個人情報担当窓口までご連絡ください。